

【情報提供】鳥インフルエンザ発生を踏まえた緊急消毒について

公益社団法人 日本獣医師会
令和2年12月11日(金)

地方獣医師会事務局 御中

平素は大変お世話になっております。

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課より、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）に関する情報提供がございましたのでお知らせします。

国内で高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いでいることを受けて、12月9日の関係閣僚会議で全国一斉緊急消毒を行うことが確認されました。

そして、12月10日に、農林水産省で開かれた会議にて、都道府県知事あてに①養鶏密集地域を中心とした地域一帯となった面的な緊急消毒の実施と、②発生時の迅速な防疫措置に備え、大規模、密集地域での発生を念頭に置いた防疫作業員の確保や防疫資材の備蓄・点検及び埋却地の確保について依頼されました。

別添の参考資料（関係閣僚会議資料）の内容は、大要以下のとおりです。

1. 国内の発生状況（令和2年12月時点）のとりまとめ
2. 今シーズンのウイルスはH5N8亜型の感染事例が世界的に多く、来年5月の連休頃まで警戒が必要
3. HPAI発生地域へ派遣された疫学チームの調査の結果、飼養衛生管理の不備が見受けられたことから、飼養衛生管理基準の遵守徹底のために①全国一斉緊急消毒の実施と、②防鳥ネットや消毒機器の整備等、飼養衛生管理水準（地域のバイオセキュリティ）の向上の取り組みを支援
4. 手当金など支援金の方策により、発生農場の早期経営再開を支援
5. 発生県の家きん肉及び卵の輸出一時停止について、防疫措置完了から3カ月経過後、2国間協議を経て輸出を順次再開可とする。また、新たな発生事例があればその都度輸出が停止されるため、発生させないことが重要である。
6. 高病原性鳥インフルエンザ発生時には、迅速かつ適切な初動防疫をいかに実施できるかが要であり、各県主導でヒト、モノ、埋却地等の事前準備・定期点検を行うことが必須である。
7. 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、①農場にウイルスを持ち込まないこと、②農場から持ち出さないこと、③周辺農場における異常の有無等の症状の監視強化を目的として、半径3～10km圏内を搬出制限区域に設定
8. 高病原性鳥インフルエンザのワクチンは、病原体の感染を防止できないが、病原体の増殖を抑えて発症・死亡を抑制するタイプのものである。
9. ワクチン接種の問題点について。

各 都道府県 知事 殿

高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

高病原性鳥インフルエンザについては、本年11月5日に香川県での発生が確認されて以来、8県において21事例の発生が確認されているところです。

今シーズンは、世界的にも鳥インフルエンザの流行が見られるとともに、国内各地で野鳥の死体や糞便等からもウイルスが検出されており、専門家の見解として、①ヨーロッパで流行したウイルスが渡り鳥によりシベリアに運ばれ、渡り鳥の越冬地への移動に伴って日本に持ち込まれたこと、②ヨーロッパで流行しているウイルスも病原性が特別に高いわけではなく、環境中のウイルス濃度が高まっていることから感染事例が多いことが示されています。

また、11月24日に示された家きん疾病小委員会からの緊急提言では、国内での発生は、野鳥の集団が持ち込んだウイルスが環境中で高まっていること、養鶏密集地域において環境中のウイルス量が増大していったこと等の環境的な要因も挙げられています。

そのような中、今シーズンの発生農場に疫学調査チームが入り、調査したところ、飼養衛生管理の不備が確認され、これが農場にウイルスを侵入させる原因となっていることが示唆されました。

そして、発生農場に対する防疫措置の遅れは養鶏密集地域の環境中のウイルス量の増加を引き起こすと考えられます。

これらの状況を踏まえ、12月8日に開催した農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部において、農林水産大臣から、全国養鶏農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の自主点検を実施するよう指示があり、12月9日に開催された鳥インフルエンザ関係閣僚会議において、養鶏農家の飼養衛生管理の徹底及び全国一斉の緊急消毒の実施といったできる限りの予防的措置をとること、また、発生時に迅速な防疫措置をとることについて、引き続き、関係府省が緊密に連携して対応する必要があることを確認したところです。これらの結果を受け、貴都道府県におかれては、以下1～3について、迅速に対応いただき、改めて、予防的措置を徹底するとともに、発生時の初動対応や防疫措置を確認し、対応に遺漏がないようお願いいたします。

1 全国緊急消毒

- (1) 消石灰散布：養鶏密集地、農場内において消石灰を散布
- (2) 散水車消毒：ため池等の周辺道路において散水車によって消毒

2 防疫対応体制の確立

- (1) 人員確保：大規模、密集地域での発生を念頭に置いた防疫作業員の確保等
- (2) 物資確保：大規模、密集地域での発生を念頭に置いた資材の備蓄・点検等
- (3) 埋却地確保：迅速な家きんの処理のための埋却地の確保等

3 飼養衛生管理基準遵守状況の全国一斉点検（12月8日通知済み）

各農場の飼養衛生管理者に確実に連絡をとり、飼養衛生管理者自らが飼養衛生管理基準の遵守状況を自主点検。その後、貴都道府県において、結果を集約の上、報告。

消費・安全局長 新井 ゆたか

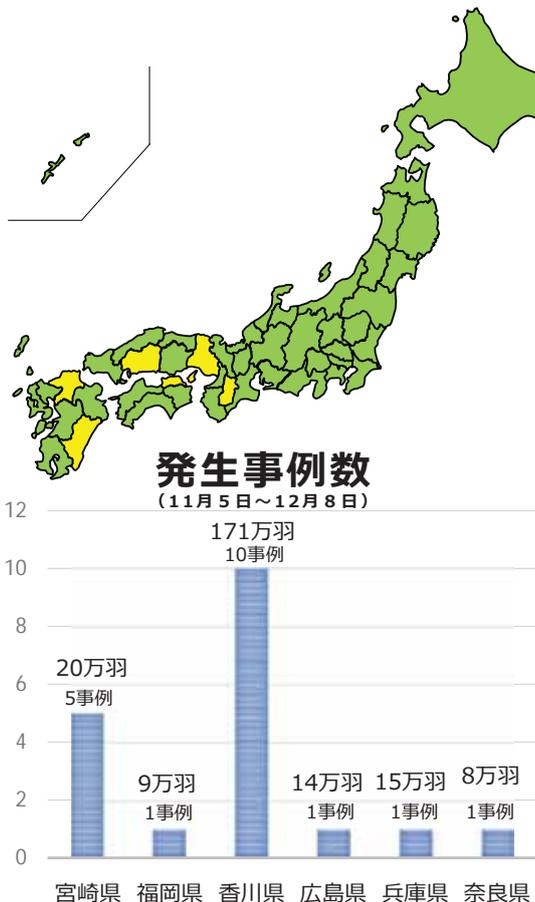
鳥インフルエンザ関係閣僚会議（12月9日（水）17時35分～）に
おける官房長官発言抜粋（プレス入り時・未定稿）

- 鳥インフルエンザについては、今年度は先月上旬に香川県での発生が確認されて以来、これまで約1ヶ月間の間に6県19か所の農場で発生が確認されました。
- また、これまでの鳥インフルエンザの発生は各地で散発して発生するものであったのに対し、今年度は密集した地域で続発しているという特徴もあります。
- さらに今年度は世界的にも鳥インフルエンザの流行が見られるとともに、北海道から鹿児島県まで、各地で野鳥の糞便等からの鳥インフルエンザウイルスが検出されており、例年以上に警戒を強める必要があるという強い危機意識を抱いております。
- これまで家きん業者への適切な指導・支援、徹底した防疫措置等の総理の御指示に基づき、関係各位にご尽力いただいるところでありありますが、さらに具体的な対策を徹底していく必要があると思います。
- 今年度に発生した事例に関する疫学調査結果から得られた原因分析を踏まえ、養鶏農家の飼養衛生管理の徹底を図るとともに、発生地域以外の地域を含めた全国一斉の緊急消毒の実施など、できる限りの予防的措置をとる、また、発生が見られた場合に地域でのまん延を防止するための迅速な防疫的措置をとることに、引き続き関係府省が緊密に連携して政府一丸となって緊張感をもって対応するようお願いいたします。

高病原性鳥インフルエンザへの対応について

令和2年12月
農林水産省

～発生状況～



- 過去の発生はいわゆる**散發型**
- 今シーズンは**密集続発型**が発生
(香川県三豊市 3 km圏内約166万羽)
(過去は2014年米国)

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザによる
殺処分羽数は**約236万羽**

※ 殺処分羽数は過去最大 (うち約70%は香川県三豊市)

※ これまでのシーズン最大殺処分羽数は約183万羽

国内飼養羽数に対する殺処分羽数の割合 **約0.7%**

国内飼養羽数 **3.2億羽** (H31年2月 畜産統計)

今シーズン殺処分羽数 **236万羽**

～今シーズンの世界的な感染源は「H5N8亜型」（高病原性）～



5月の連休頃まで警戒が必要

国内の野鳥の糞便等や家きん農場においても、例年になく、早期から**続発・多発**。一部検査中であるが、検出されているウイルス亜型は同じく**「H5N8亜型」**。

【専門家の見解】

- ◎ ヨーロッパで流行したウイルスが渡り鳥の繁殖期にシベリアに運ばれ、渡り鳥の越冬地への移動に伴って日本に持ち込まれた。
- ◎ ヨーロッパで流行しているウイルスも、**病原性が特別に高いわけではなく、環境中のウイルス濃度が高く、感染事例が多い。**

国名	亜型	最終発生日
オランダ【6例】	H5N8	2020.11.21
ドイツ【1例】	H5N5	2020.11.9
【11例】	H5N8	2020.11.30
英国	H5N8	2020.11.26
スウェーデン	H5N8	2020.11.13
クロアチア	H5N8	2020.11.17
フランス	H5N8	2020.11.16
デンマーク	H5N8	2020.11.15
ポーランド	H5N8	2020.12.1
ベルギー	H5N5	2020.11.18

家きんにおけるHPAI発生国（9か国）

～疫学調査結果～

- 発生農場の付近には、野鳥が飛来するため池やダム湖等が存在。
- **飼養衛生管理の不備**が農場にウイルスを侵入させる原因

例目	県名	衛生管理区域出入口			鶏舎出入口		野生動物対策	
		基準13	基準14	基準15	基準20	基準21	基準24	
		手指消毒・手袋交換が不十分	衣服・長靴の交換不十分	車両の消毒不十分	手指消毒・手袋交換が不十分	長靴の交換不十分	防鳥ネットの不備	壁・天井の隙間
1例目	香川県			●		●		●
2例目					●	●		●
3例目					●	●	●	●
4例目					●	●	●	●
5例目						●		●
6例目			●			●		
7例目		●	●		●	●		
8例目								●
9例目	福岡県			●	●		●	
10例目	兵庫県			●	●	●	●	
11例目	宮崎県			●	●			
12例目	宮崎県					●	●	
13例目	香川県				●	●	●	
14例目	香川県		●		●		●	
15例目	宮崎県					●	●	

対応① ～飼養衛生管理基準の遵守徹底～

1 全国一斉点検：飼養衛生管理基準の遵守状況の自主点検

各農場の飼養衛生管理者自らが飼養衛生管理基準の遵守状況を自主点検（※）。その後、都道府県が点検結果を集約し、国へ報告。

（※）飼養衛生管理基準遵守状況自主点検項目

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13） | 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14） |
| 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15） | 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20） |
| 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21） | 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24） |
| 7 ねずみ及び害虫の駆除（項目26） | |

2 地域のバイオセキュリティの向上への支援

地域が一体となった防鳥ネットや消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上の取組を支援。

※消費・安全対策交付金【補助率 1 / 2】

※都道府県が上乘せ支援した場合、都道府県の負担分は特別交付税措置の対象。

4

対応② ～迅速な防疫措置に向けた取組～

◎ 総理指示（11月5日）（抜粋）

鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。



防疫指針では、原則72時間以内の防疫措置完了を規定しているが、多くの事例で大きく72時間を超えている状況。

埋却地確保等の
都道府県の対策本部主導の
防疫対応体制の確立が急務

1 災害派遣要請による自衛隊派遣

都道府県知事の要請に応じ、自衛隊が殺処分に協力。これまでに、15事例（21農場）において、約227万羽の殺処分に協力し、迅速な防疫措置に大きく貢献。

2 作業員等の動員

農水省は各県にリエゾンを派遣。国交省も各県に職員を派遣。農水省、関係機関から殺処分や焼埋却等の防疫措置等に要する作業員等を派遣。また、他の都道府県からも調整の上、獣医師を派遣。

3 資材供給

農水省備蓄から資材を供給（移動焼却施設を含む）。また、他の都道府県からも調整の上、資材を供給。

5

対応③ ～密集続発型に対する緊急提言を受けた地域消毒の展開～

◎ 家きん疾病小委員会からの緊急提言（11月24日）（抜粋）

環境的な要因として、ため池等の地理的状况から、野鳥の集団が持ち込んだウイルスの量が環境中で高まっていること、また、養鶏密集地域において環境中のウイルス量が増大していったこと等が想定される。

○ 全国緊急消毒

養鶏密集地帯を中心に、地域一体となった面的な緊急消毒を支援。家きん農場側と野鳥側の双方からの消毒によって効果的に取り組む。

(1) 消石灰散布 : 養鶏密集地、農場内において消石灰を散布。

(2) 散水車消毒 : ため池等の周辺道路において散水車によって消毒。

※ 防疫資材の増産・流通

全国的に消毒に取り組むことで、消石灰や消毒液等も大きく消費するため、消毒資材の確保、円滑な流通体制の構築が課題。

6

対応④ ～経営再開支援～

○ 発生農場の早期経営再開に向け、殺処分した家きんに対する手当金について、原則として評価額の全額を交付。

○ また、経営再開に向けた支援として、家畜防疫互助支援事業によって、発生農場の空舎期間の固定経費相当分を支援【補助率1/2】。

○ さらに、経営再開に必要な家きんの導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金については、家畜疾病経営維持資金や農林漁業セーフティネット資金の活用が可能。

○ その他、県によるつなぎ融資等の融資制度により発生農場の経営を支援。

【家畜伝染病予防費負担金】

手当金 : 患畜の評価額の3分の1、疑似患畜の評価額の5分の4
特別手当金 : 患畜の評価額の3分の2、疑似患畜の評価額の5分の1
合計 : 患畜についても疑似患畜についても評価額の全額

【家畜防疫互助基金支援事業】

豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等が万が一発生した場合、加入農場が経営を再開することを条件に、家きんの導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費相当分を経営支援互助金として支援。

【家畜疾病経営維持資金】

高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通。

【農林漁業セーフティネット資金】

法令に基づく行政処分により経済的損失を受けた場合や社会的・経済的環境の変化等により経営状況が悪化している場合等の一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資。

7

対応⑤ ～鶏肉・鶏卵輸出への影響の回避～

1 発生県を除き輸出は可能

11月5日、香川県における発生を受け、同日、**日本全国の家きん肉及び卵の輸出を一時停止**。協議により**11月27日までに主要輸出先国への輸出を全て再開**（発生県を除く）。

2 発生県の輸出一時停止の解除

防疫措置完了から**3か月経過後**、2国間協議を経て**輸出を順次再開可**。

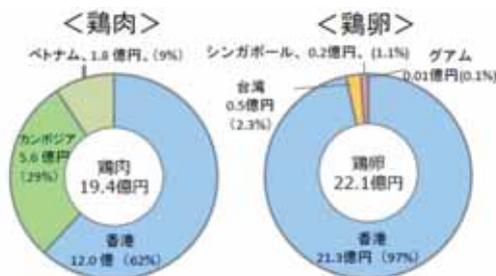
新たな発生があると、その度に輸出が停止されるため**発生させないことが重要**。

【輸出再開に向けた協議】

11月5日に輸出相手国当局に対し、地域主義（※1）の適用等を活用した輸出再開を要請。

協議の結果、香港、ベトナム、シンガポール、米国（※2）、マカオについては、それぞれ発生前と同様の条件で、発生県以外で生産及び処理された家きん肉や家きん卵の輸出を再開済み。なお、カンボジアについては、日本国内で流通している家きん肉・肉製品の同国への輸入が認められており、同国当局に一報の上、輸出を継続。

【参考：鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2019年）について】



※1 地域主義とは、疾病発生国であっても未発生地域を特定し、そこからの輸入を可能とするOIEルールで認められている措置。

※2 米国については、発生県を経由していない家きん卵も条件。

注：発生県で生産又は処理されたものについては、輸出を一時停止中。

◎ 高病原性鳥インフルエンザ発生時の初動防疫に向けた事前準備

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止の成否は**迅速かつ適切な初動防疫をいかに実施できるか**にかかっている。そのためには、各都道府県主導で**ヒト、モノ、埋却地等の事前準備・定期点検を行うことが必須**。

1 防疫措置に必要な人員の事前準備 **ヒト**

- (1) 大規模、密集地域での発生を念頭に置いた防疫作業員の動員体制の事前準備
- (2) 市町村、関係機関等の協力体制の事前確認
- (3) 自衛隊派遣要請基準の整理 等

2 防疫措置に必要な物資の事前準備 **モノ**

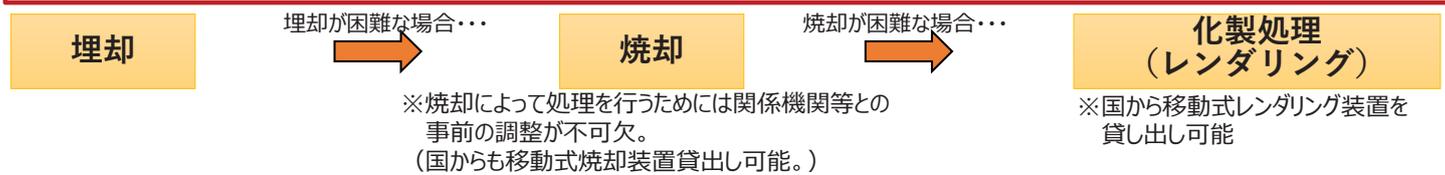
- (1) 大規模、密集地域での発生を念頭に置いた防疫資材の備蓄、定期的に数量等の点検
- (2) 資材の調達先、調達手段の確保 等

3 殺処分後の鶏の処理の事前準備 **埋却**

- 防疫措置のうち死体の処理において、まん延防止のために、
- (1) 迅速に処理を行うこと
 - (2) 感染源となり得る鶏の死体の移動を最小限とすること 等
- が求められる。そのため、現場において、多頭数を早期に処理可能な埋却が基本。

※埋却地の確保は家畜の所有者の義務。

国は都道府県を通じて、埋却地の保有状況調査を年に1回実施。(令和2年11月：保有率91%)



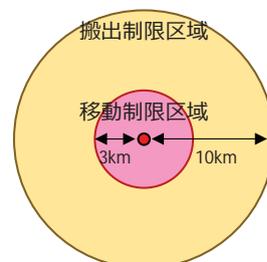
移動制限区域と搬出制限区域について

1 高病原性鳥インフルエンザ発生時の制限区域の設定

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、

- ① 周辺農場において、ウイルスを**農場に持ち込まないこと**、農場から**持ち出さないこと**の徹底
- ② 周辺農場において、異常の有無についての毎日の報告徴求による**症状の監視の強化** 等を目的として、発生農場から半径3km圏内を**移動制限区域**に、半径3~10km圏内を**搬出制限区域**に設定。

※**欧米や国内における過去の発生事例や、欧米の基準** (移動制限区域：3km, 搬出制限区域：10km) 等を踏まえ、平成23年度に現行に見直し。



2 移動・搬出制限の解除

殺処分や消毒等の防疫措置を完了した農場については、一定期間を経て**周辺農場の清浄性を確認した上で、搬出制限と移動制限を順次解除**。

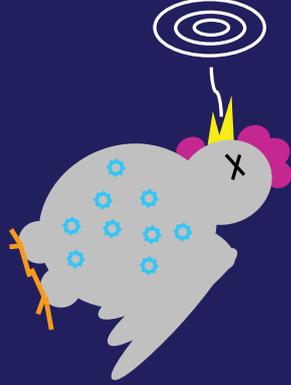
【制限の対象外】

制限区域内の農場からの**食用卵、種卵・初生ひなの移動の一部、家きんの食鳥処理場への出荷の一部**については、防疫指針に基づく**一定の要件を満たした上で、例外的に移動・搬出制限の対象外**として取扱い。

ワクチンについて

（効果の面から2種類に大別）

病原体の感染自体を防止し、高い効果を示すもの
（ワクチンを接種しない場合）



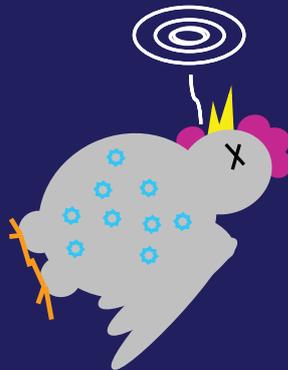
（ワクチンを接種した場合）



例：ニューカッスル病ワクチン、豚コレラワクチンなどの
一部の生ワクチン

病原体の感染を防止できないが、病原体の増殖を抑え、発症・死亡を抑制するもの

（ワクチンを接種しない場合）



（ワクチンを接種した場合）



例：鳥インフルエンザワクチン、口蹄疫ワクチンなどの
不活化ワクチン

ワクチン接種の問題点

野外感染を発見しにくい
他の鶏群にまん延
変異ウイルスのおそれ

